

各 位

委 託 会 社 名 大和アセットマネジメント株式会社  
 代表者の役職氏名 代表取締役社長 佐野 径  
 担当者の役職氏名 商品企画部 長尾 健司  
 (連絡先 0120-106212)

「iFreeETF NASDAQ100 レバレッジ」  
 「iFreeETF S&P500 レバレッジ」  
 受益権分割および受益権分割等に係る約款変更のお知らせ

当社は、本日、iFreeETF NASDAQ100 レバレッジ、iFreeETF S&P500 レバレッジにおいて、受益権分割および受益権分割等に係る約款変更を行うことを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象ファンド

iFreeETF NASDAQ100 レバレッジ (証券コード：2869)  
 iFreeETF S&P500 レバレッジ (証券コード：2237)

2. 受益権分割

受益権を分割し最小の売買金額を引き下げることで投資家の利便性向上を図るため、受益権を分割いたします。

2.1 分割比率

2026年7月6日の最終受益者名簿に記載された受益者の有する受益権口数1口につき、以下の割合で分割いたします。なお、証券取引所の売買単位（1口単位）については変更ありません。

iFreeETF NASDAQ100 レバレッジ : 1口を25口に分割  
 iFreeETF S&P500 レバレッジ : 1口を50口に分割

[ご参考、分割により増加する口数について]

	iFreeETF NASDAQ100レバレッジ	iFreeETF S&P500レバレッジ
分割前の発行済受益権総口数	187,370口	15,138口
分割により増加する口数	4,496,880口	741,762口
分割後の発行済受益権総口数	4,684,250口	756,900口

上記は、2026年4月30日時点での数値を記載しており、実際の口数とは異なる場合があります。

## 2.2 日程

分割基準日	2026年7月6日
分割効力発生日	2026年7月7日

## 2.3 設定および一部解約の受付停止日

日付	設定	一部解約
2026年7月3日	受付停止	受付停止
2026年7月6日	受付停止	受付停止

東京証券取引所を通じた対象ETFの売買を停止するものではありません。

東京証券取引所における売買については、7月3日より、受益権分割を反映した価格でお取引いただくこととなります。お取引の際は、ご注意ください。

## 2.4 受益権分割に伴う約款変更の内容

受益権の分割に関し、証券保管振替機構が定める「株式等振替制度に係る業務処理要領」（以下「業務処理要領」といいます。）に基づいて受益権を分割する場合の規定の追加および当初元本を明確化する変更を行います。

## 2.5 受益権分割に伴う設定および一部解約に係る申込単位の変更

変更後	変更前
1,000口以上100口単位	500口以上1口単位

## 2.6 受益権分割に伴う基準価額の表示口数単位の変更

変更後	変更前
100口あたり	10口あたり

## 2.7 信託契約の解約（繰上償還）の事由（口数）の変更

### iFreeETF NASDAQ100 レバレッジ

変更後	変更前
委託者は、信託期間中において、受益権の口数が5万口を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。	委託者は、信託期間中において、受益権の口数が2千口を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### iFreeETF S&P500 レバレッジ

変更後	変更前
委託者は、信託期間中において、受益権の口数が <u>5万口</u> を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。	委託者は、信託期間中において、受益権の口数が <u>1千口</u> を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 3. 約款変更の日程

2026年6月3日まで	約款変更の届出
2026年6月4日	約款変更の適用日（「業務処理要領」に基づく規定の追加）
2026年7月7日	約款変更の適用日（当初元本を明確化する約款変更、設定および一部解約にかかる申込単位の変更、信託契約の解約の事由（口数）の変更）

### 4. 約款変更に関する書面決議手続き

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行いません。

### 5. 約款の新旧対照表

#### iFreeETF NASDAQ100レバレッジ (2026年6月4日変更)

変 更 後	現 行
<p>(当初の受益者)</p> <p>第 7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込を受付けた指定販売会社が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 委託者は、前項の規定により受益権の再分割を行なう場合には、振替機関（社振法第2条</p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第 7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込を受付けた指定販売会社が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(新 設)</p>

変 更 後	現 行
<p>に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)の規定に従い、次の各号のとおり行ないます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受益権の再分割にかかる増加比率の乗算対象は、受益者ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</li> <li>2. 受益権の再分割に際し1口に満たない端数が生じる場合、そのすべての端数を受益者ごとに合算し、その合算により生じる整数部分を当該受益者の口数に記録します。</li> <li>3. 前号により合算しても残る各受益者の端数部分については、他の受益者の同様の端数部分と合算のうえ、その合算により生じる整数部分を、委託者が振替機関に届け出た口座に口数として記録し、小数として残る部分については切り捨てます。</li> <li>4. 前号の委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分のうえ、前号に規定する各受益者の端数部分に応じて分配します。</li> <li>5. 委託者は、受益権の取得申込の受付および一部解約請求の受付について制限を行なう場合があります。</li> </ol> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 委託者は、第8条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。</p>	<p>現 行</p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。</p>

iFreeETF NASDAQ100 レバレッジ  
(2026年7月7日変更)

変 更 後	現 行
<p>(信託の目的および金額) 第 2条 委託者は、<u>金100,012,768円</u>を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が<u>19,907円</u>(2022年11月10日のNASDAQ100レバレッジ指数(以下「対象株価指数」といいます。)の終値(米ドル建)に相当する数値)となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。なお、<u>2026年7月6日現在の受益権を1対25の割合で再分割しており、1口当たりの当初元本額は796.28円</u>です。 ②～③ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>1,000口以上100口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。 ②～⑧ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約) 第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>1,000口以上100口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。 ②～⑨ (略)</p> <p>(信託契約の解約) 第52条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が<u>5万口</u>を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p>	<p>(信託の目的および金額) 第 2条 委託者は、<u>金2億円</u>を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の分割および再分割) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2022年11月10日のNASDAQ100レバレッジ指数(以下「対象株価指数」といいます。)の終値(米ドル建)に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ②～③ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>500口以上1口単位</u>をもって当該取得の申込に応じることができます。 ②～⑧ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約) 第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>500口以上1口単位</u>をもって一部解約請求をすることができます。 ②～⑨ (略)</p> <p>(信託契約の解約) 第52条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が<u>2千口</u>を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p>

変 更 後	現 行
②～⑥ (略)	②～⑥ (略)

変 更 後	現 行
<p>(当初の受益者)</p> <p>第 7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込を受付けた指定販売会社が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 委託者は、前項の規定により受益権の再分割を行なう場合には、振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)の規定に従い、次の各号のとおり行ないます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受益権の再分割にかかる増加比率の乗算対象は、受益者ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</li> <li>2. 受益権の再分割に際し1口に満たない端数が生じる場合、そのすべての端数を受益者ごとに合算し、その合算により生じる整数部分を当該受益者の口数に記録します。</li> <li>3. 前号により合算しても残る各受益者の端数部分については、他の受益者の同様の端数部分と合算のうえ、その合算により生じる整数部分を、委託者が振替機関に届け出た口座に口数として記録し、小数として残る部分については切り捨てます。</li> <li>4. 前号の委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分のうえ、前号に規定する各受益者の端数部分に応じて分配します。</li> <li>5. 委託者は、受益権の取得申込の受付および一部解約請求の受付について制限を行な</li> </ol>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第 7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、別に定める金融商品取引清算機関(金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。)の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込を受付けた指定販売会社が、当該取得申込の受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の信託契約締結当初または追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(新 設)</p>

変 更 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>う場合があります。</u></p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 委託者は、第8条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。</p>	<p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（<u>社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。</u>）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。</p>

iFreeETF S&P500 レバレッジ  
(2026年7月7日変更)

変 更 後	現 行
<p>(信託の目的および金額)</p> <p>第 2条 委託者は、<u>金112,421,454円</u>を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が<u>50,233円</u>（2023年1月26日のS&amp;P 500 先物2倍レバレッジ日次指数（以下「対象株価指数」といいます。）の終値（米ドル建）の100倍に相当する数値）となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。<u>なお、2026年7月6日現在の受益権を1対50の割合で再分割しており、1口当たりの当初元本額は1,004.66円です。</u></p> <p>②～③ （略）</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p>	<p>(信託の目的および金額)</p> <p>第 2条 委託者は、<u>金2億円</u>を<u>上限として</u>受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2023年1月26日のS&amp;P 500 先物2倍レバレッジ日次指数（以下「対象株価指数」といいます。）の終値（米ドル建）の100倍に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>②～③ （略）</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p>

